

山ノ内町水防計画

令和4年1月

山ノ内町

[目次]

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 責任	3
第4節 水防計画	5
第5節 安全配慮	6
第6節 水防訓練	6
第2章 水防組織	6
第1節 町の水防組織	6
第2節 水防関係機関の連絡系統	8
第3節 町職員の非常配備体制	9
第4節 消防機関の非常配備体制	11
第3章 警報・注意報等	14
第1節 気象庁が行う警報・注意報等	14
第2節 県知事が行う氾濫危険水位等到達情報	17
第3節 知事が行う水防警報	18
第4章 水位等の観測、通報及び公表	20
第1節 水位の観測、通報及び公表	20
第2節 雨量の観測及び通報	20
第3節 水位の通報系統図	21
第5章 気象予報等の情報収集	22
第6章 通信連絡	22
第7章 重要水防箇所	25
第8章 水門等の操作	29
第1節 水門等	29
第2節 操作の連絡	29
第9章 水防倉庫及び水防資器材	31
第10章 水防活動	33
第1節 巡視及び警戒	33
第2節 水防作業	33
第3節 警戒区域の指定	34
第4節 避難のための立ち退き	34
第5節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	34
第11章 水防配備の解除	38
第1節 水防管理団体の非常配備の解除	38

第2節	消防団の非常配備の解除	38
第12章	水防信号及び水防標識等	38
第1節	水防信号	38
第2節	水防標識	39
第3節	身分証票	39
第13章	協力及び応援	40
第1節	河川管理者の協力	40
第2節	水防管理団体相互の応援	40
第3節	警察官の援助要求	40
第4節	自衛隊の派遣要請	40
第5節	水防連絡会との連携	41
第6節	建設業会との連携	41
第7節	住民及び自主防災組織等との連携	41
第14章	水防の報告	41
第1節	水防記録	41
第2節	水防報告	43
第15章	費用負担と公用負担	44
第1節	費用負担	44
第2節	公用負担	44
第16章	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置	45
第1節	浸水想定区域の指定状況	45
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置	45
第3節	洪水ハザードマップ	46
第4節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置 に関する計画の作成等	46
第17章	水防協力団体	46
第1節	水防協力団体の指定	46
第2節	水防協力団体の業務	46
第3節	水防協力団体との連携	47
第4節	水防協力団体の申請・指定及び運用	47

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定により長野県知事から指定された指定水防管理団体である山ノ内町が、同法第33条第1項の規定により、山ノ内町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村をいう。（法第2条第2項）

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定した市町村をいう。（法第4条）山ノ内町がこれに該当する。

3 水防管理者

指定水防管理団体である山ノ内町長をいう。（法第2条第3項）

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（岳南広域消防本部、山ノ内消防署及び山ノ内町消防団）をいう。（法第2条第4項）

5 消防機関の長

山ノ内町消防団の団長をいう。（法第2条第5項）

6 量水標管理者

量水標、その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない。（法第12条）

7 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項、その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。（法第36条第1項）

8 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は

都道府県知事は、洪水予報河川について気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

9 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。（法第2条第8項、法第16条）

10 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。（法第13条）

11 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

12 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。なお、山ノ内町は水防団を持たないため、「水防団」は「消防団」と読み替えるものとする。（以後同じ）

13 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

14 避難判断水位

町長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位である。

15 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

16 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

17 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

18 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）

第3節 責任

水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体（山ノ内町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次の事務を行う。

- (1) 水防事務を処理する消防団員の公務災害補償（法第6条の2）
- (2) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (3) 水位の通報（法第12条第1項）
- (4) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (5) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者または管理者により報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (7) 予想される水災の危険の周知（法15条の11）
- (8) 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (9) 緊急通行により損失を受けた者への損失補償（法第19条第2項）
- (10) 警戒区域の設定（法第21条）
- (11) 警察官の援助の要求（法第22条）

- (12) 他の水防管理者又は町長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の処置（法第25条、法第26条）
- (14) 公用負担（法第28条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への補償（法第28条第3項）
- (16) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (20) 水防協力団体に対する監督（法第39条）
- (21) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (22) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- (23) 消防事務との調整（法第50条）

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。（法第3条の6）具体的には、主に次の事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第6項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- (8) 水位情報の通知及び周知（法第13条）
- (9) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- (10) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (11) 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- (12) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
- (13) 水防信号の指定（法第20条）
- (14) 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- (15) 緊急時の水防管理者又は消防機関の長への指示（法第30条）
- (16) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

3 国土交通省の責任

- (1) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- (2) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）

- (3) 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
- (4) 水位情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- (5) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- (6) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- (7) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- (8) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (9) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 気象庁の責任

- (1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

5 住民等の義務

- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

6 水防協力団体の義務

- (1) 決壊の通報（法第25条）
- (2) 決壊後の処置（法第26条）
- (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (4) 洪水避難訓練への参加（法第32条の3）
- (5) 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条及び第39条）

第4節 水防計画

1 水防計画の作成及び変更

町は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、山ノ内町防災会議（以下「防災会議」という。）に諮るとともに、知事に届け出るものとする。

2 防災会議における調査審議

町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を定めるときは、防災会議に調査審議させるものとする。

3 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する県大規模氾濫協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画に反映させるなどして、取り組みを推進させるものとする。

第5節 安全配慮

洪水時、水防従事者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、活動員自身の安全は確保しなければならない。活動員自身の安全確保のために配慮すべき事項は、主に次のとおりである。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器等を携行する。
- 3 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防従事者を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め水防従事者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- 7 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

第6節 水防訓練

町は、毎年出水期前に、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

なお、訓練要領は、おおむね次の基準により北信建設事務所長と協議の上、水防管理者が定めるものとする。

- 1 洪水等に対する堤防護岸等の保護及びその処置並びに堤防護岸等の決壊後の処置等に対する工法の知識の習得と訓練による技術の体得
- 2 洪水予報を受けてからの配備体制、水防警報が発せられた場合の出動、又は出動の準備等に対する指示命令の系統的訓練

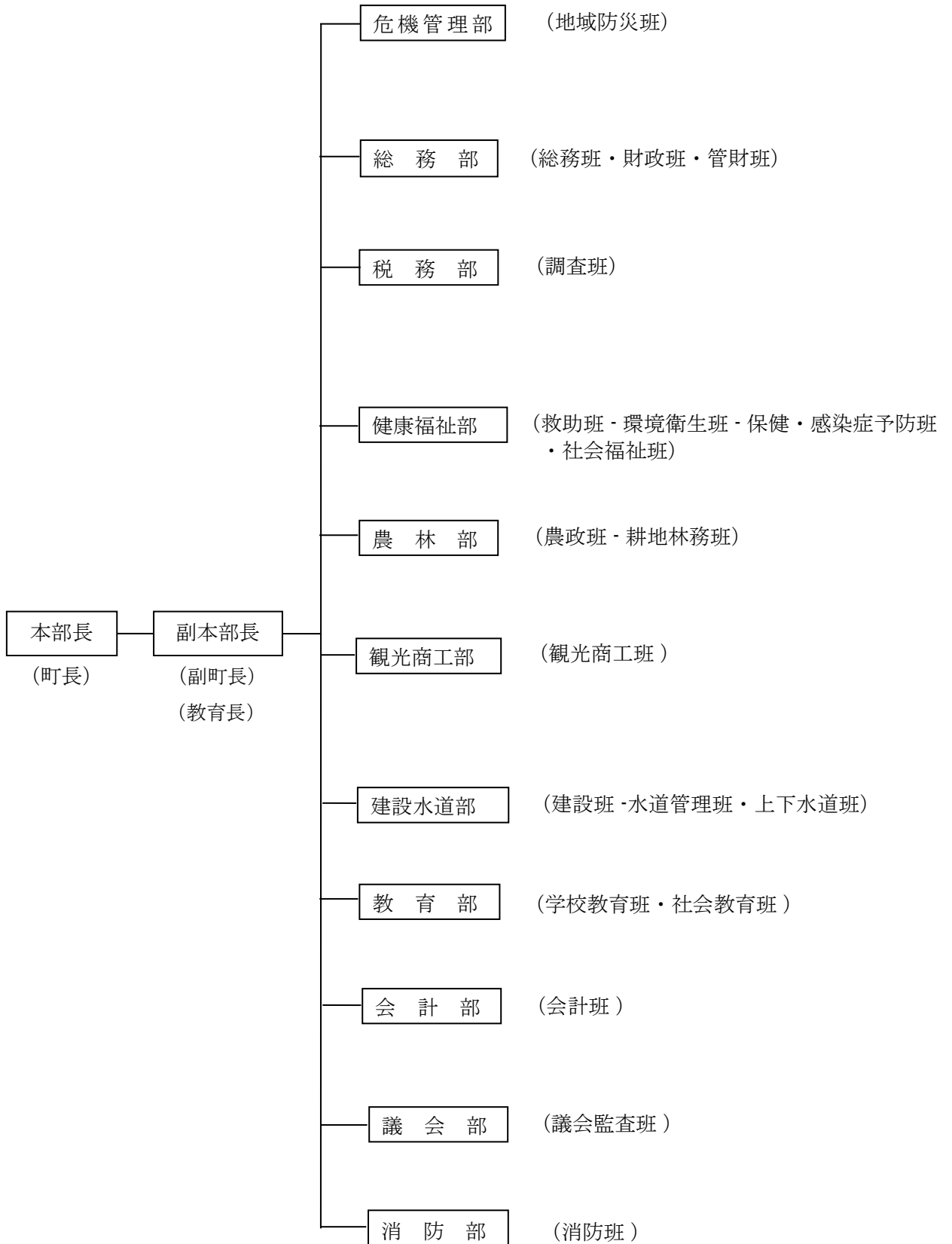
第2章 水防組織

第1節 町の水防組織

水防に関係のある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまで、町は山ノ内町役場内に山ノ内町水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、次の組織で事務を処理する。ただし、山ノ内町災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

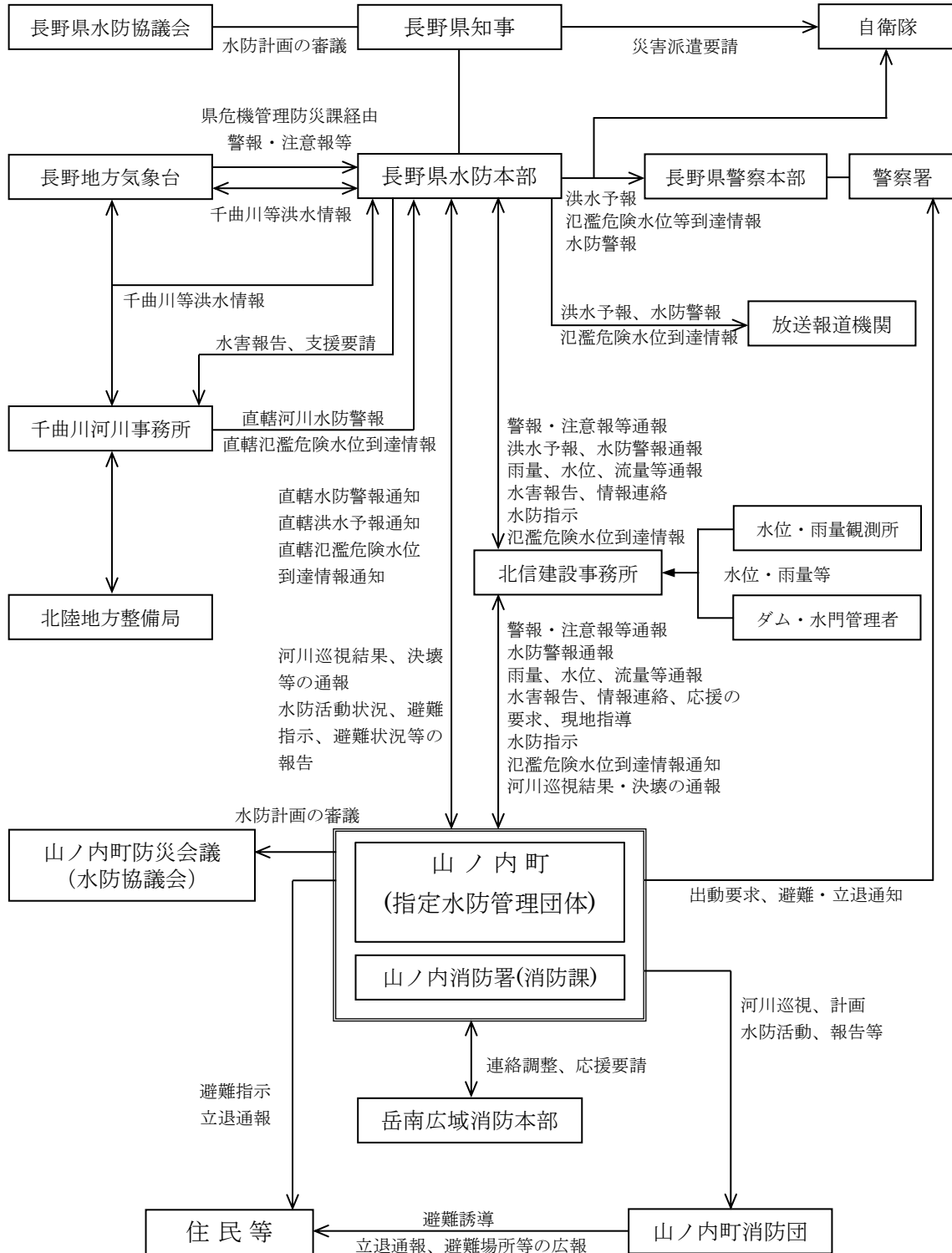
水防本部の組織図

※山ノ内町災害対策本部の組織をもって水防本部とする。



第2節 水防関係機関の連絡系統

主な水防関係機関相互の連絡系統は、次図のとおりとする。



第3節 町職員の非常配備体制

町は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、次のとおり町職員を非常配備し、水防事務を処理するものとする。

(1) 町職員の非常配備体制

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第1次 防災体制 警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める。 職員の連絡体制を確認 		<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁：早期注意情報（警報級の可能性あり） ○夜間瀬川水位情報（星川）：水防団（消防団）待機水位0.6m
第2次 防災体制 警戒レベル2 警戒本部 体制	<ul style="list-style-type: none"> ●判断事項 ・長野県防災情報システム「警戒本部設置」入力 ・災害対策本部設置の判断 ・高齢者等避難情報の発令の判断 ・防災気象情報収集開始 ・指定緊急避難場所の調整 ・消防団連携の判断 ・自主防災組織連携の判断 ・職員参集範囲の判断 	右の基準に該当したときから、他の体制に移行したときまで。	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁：大雨注意報・洪水注意報が発表され、大雨警報に切り替わる可能性が高い場合。 ○夜間瀬川水位情報（星川）：氾濫注意水位1.3m
第3次 防災体制 警戒レベル3 対策本部 体制 指定緊急 避難場所 の選定	<ul style="list-style-type: none"> ○警報発表時点で今後の動向を气象台ホットラインで確認する。 ●判断事項 ・災害対策本部の設置 ・高齢者等避難情報発令 ・指定緊急避難場所開設 ・消防団連携開始 ・自主防災組織連携開始 ・職員参集・任務付与 ・情報収集発信体制の確立 ・長野県防災情報システム「災害対策本部設置」入力 	右の基準に該当したときから、危機管理部長が配備の必要がないと認めたとときまで。	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁：大雨警報発表 ○気象庁：洪水警報の危険度分布＝赤 ○気象庁：大雨警報（土砂災害）の危険度分布＝赤 ○夜間瀬川水位情報（星川）：避難判断水位1.4m

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第4次 防災体制 警戒レベル4 指定緊急 避難場所 の運営 警戒活動 被害調査	●判断事項 ・避難指示の発令の判断 ・情報収集発信体制強化 ・長野県防災情報システム 「避難情報・災害入電情 報」入力	右の基準 に該当した ときから、 土砂災害警 戒情報が解 除され危機 管理部長が 配備の必要 がないと認 めたときま で。□	○土砂災害警戒情報の発表 ○洪水警報の危険度分布：薄紫 ○大雨警報（土砂災害）の危険 度分布：薄紫 ○夜間瀬川水位情報（星川）： 氾濫危険水位 1.8m ○「顕著な大雨に関する情報」 ○「記録的短時間大雨情報」
第5次 防災体制 警戒レベル5	●判断事項 ・緊急安全確保発令の判断 ・情報収集発信体制強化 ・長野県防災情報システム 「避難情報・災害入電情 報」入力	右の基準 に該当した ときから、 土砂災害警 戒情報が解 除され危機 管理部長が 配備の必要 がないと認 めたときま で。	○災害が発生した場合、又は大 規模な災害が発生するおそれ がある場合 ○洪水警報の危険度分布：紫 ○大雨警報（土砂災害）の危険 度分布：紫 ○夜間瀬川：氾濫が発生した場 合

(2) 配備人員

課等の名称	第1次体制 (警戒レベル1) 警戒体制 危機管理課	第2次体制 (警戒レベル2) 警戒本部設置 課長以上 危機管理課	第3次体制 (警戒レベル3) 災害対策本部設置 課長以上 危機管理課	第3次体制 (警戒レベル3) 避難場所開設 係長以上 建設水道課員 健康福祉課員	第4次体制 (警戒レベル4) 避難場所強化 被害対応 全員参集
危機管理課	3	3	3	3	3
総務課		1	5	19	19
税務課		1	1	6	12
健康福祉課		1	1	34	74 (保育園含む)
農林課		1	1	10	10
観光商工課		1	1	5	11
建設水道課		1	1	19	19
会計室		1	1	3	3
議会事務局		1	1	2	2
教育委員会		1	1	6	15
消防課		1	1	1	1
合計	3	13	17	108	169

※派遣職員を除く。

第4節 消防機関の非常配備体制

水防管理者は、水防警報等が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

1 消防団の非常配備体制

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第1次 防災体制 警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ○心構えを一段高める。 ○団員の連絡体制を確認 ○資器材等の整備点検、団員の配備計画等の立案 		<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁：早期注意情報（警報級の可能性あり） ○夜間瀬川水位情報（星川）：水防団（消防団）待機水位0.6m
第2次 防災体制 警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅又は職場等において、出動に備え災害対応行動を確認する。 ○家族の非難に備え、避難行動を確認する。 ○水防活動 	右の基準に該当したときから、他の体制に移行したときまで。	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁：大雨注意報・洪水注意報が発表され、大雨警報に切り替わる可能性が高い場合。 ○夜間瀬川水位情報（星川）：氾濫注意水位1.3m
※団員自身及び家族等の安全を第一に考えること。			
第3次 防災体制 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等避難情報発令区域の確認 ○巡回、警戒及びその指揮監督 ○避難広報、誘導及びその指揮監督 ○避難場所の運営補助及びその指揮監督 ○水防活動 	右の基準に該当したときから、他の体制に移行したときまで。	<ul style="list-style-type: none"> ○気象庁：大雨警報発表 ○気象庁：洪水警報の危険度分布＝赤 ○気象庁：大雨警報（土砂災害）の危険度分布＝赤 ○夜間瀬川水位情報（星川）：避難判断水位1.4m
第4次 防災体制 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示発令区域の確認 ○巡回、警戒及びその指揮監督 ○避難広報、誘導及びその指揮監督 ○避難場所の運営補助及びその指揮監督 	右の基準に該当したときから、他の体制に移行したときまで。□	<ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害警戒情報の発表 ○洪水警報の危険度分布：薄紫 ○大雨警報（土砂災害）の危険度分布：薄紫 ○夜間瀬川水位情報（星川）：氾濫危険水位1.8m ○「顕著な大雨に関する情報」 ○「記録的短時間大雨情報」
※活動範囲が避難指示の発令区域内の場合は、退避すること。			

活動体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第5次 防災体制 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ○避難指示の発令区域内からの退避 ○安全な場所における災害発生場所の監視及び情報収集、消防団本部への報告 ○警戒区域への立入制限 ○避難場所の運営補助及びその指揮監督 	右の基準に該当したときから、他の体制に移行したときまで。	<ul style="list-style-type: none"> ○災害が発生した場合、又は大規模な災害が発生するおそれがある場合 ○洪水警報の危険度分布：紫 ○大雨警報（土砂災害）の危険度分布：紫 ○夜間瀬川：氾濫が発生した場合

2 岳南広域消防本部及び山ノ内消防署の非常配備

配備の段階	配備の時期	勤務の体制	配置範囲
第1配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき。	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第2配備の招集その他の活動ができる体制。	係長以上の職員及び水防担当者
第2配備	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制。	主査以上の職員
第3配備	激甚な災害が予想されるとき又は、危険性が大きいで第2配備で処理できがたいと認められるとき。	完全な水防体制。	全職員

第3章 警報・注意報等

第1節 気象庁が行う警報・注意報等

1 気象庁が発表若しくは伝達する注意報及び警報

長野地方気象台は、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報・警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

(1) 発表の種類

種 類			発 表 基 準
	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	
注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
警報	水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
		大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
	水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
記録的短時間大雨情報			1時間雨量が実況・解析雨量で100mmを超えた場合。

(2) 発表基準

気象庁が警報・注意報等を発表するときの基礎となる各種の基準数値です。避難等を考えるときは、前(1)の「警報・注意報」や「危険度分布」により判断する。

山ノ内町	府県予報区	長野県		
	一時細分区域	北部		
	市町村等をまとめた区域	中野飯山地域		
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合		
警報	大雨(浸水害)	表面雨量指数基準 ^{※1}	8	
	大雨(土砂災害)	土壌雨量指数基準 ^{※2}	130	
	洪水	流域雨量指数基準 ^{※3}	夜間瀬川流域=15.4、伊沢川流域=7	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	4	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	夜間瀬川流域=12.3、伊沢川流域=5.6	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	—	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 表面雨量指数＝短時間の強い雨による浸水危険度の高まりを示す指標です。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や畑では、雨水が留まりにくいという一方、アスファルトの多い都市部などでは、雨水が地中にしみ込みにくく地表面に留まりやすいことから浸水の危険度が高くなります。表面雨量指数は、地面の状況や地形勾配などを考慮して、降った雨がどれだけ地表面に留まっているかを数値化したものです。

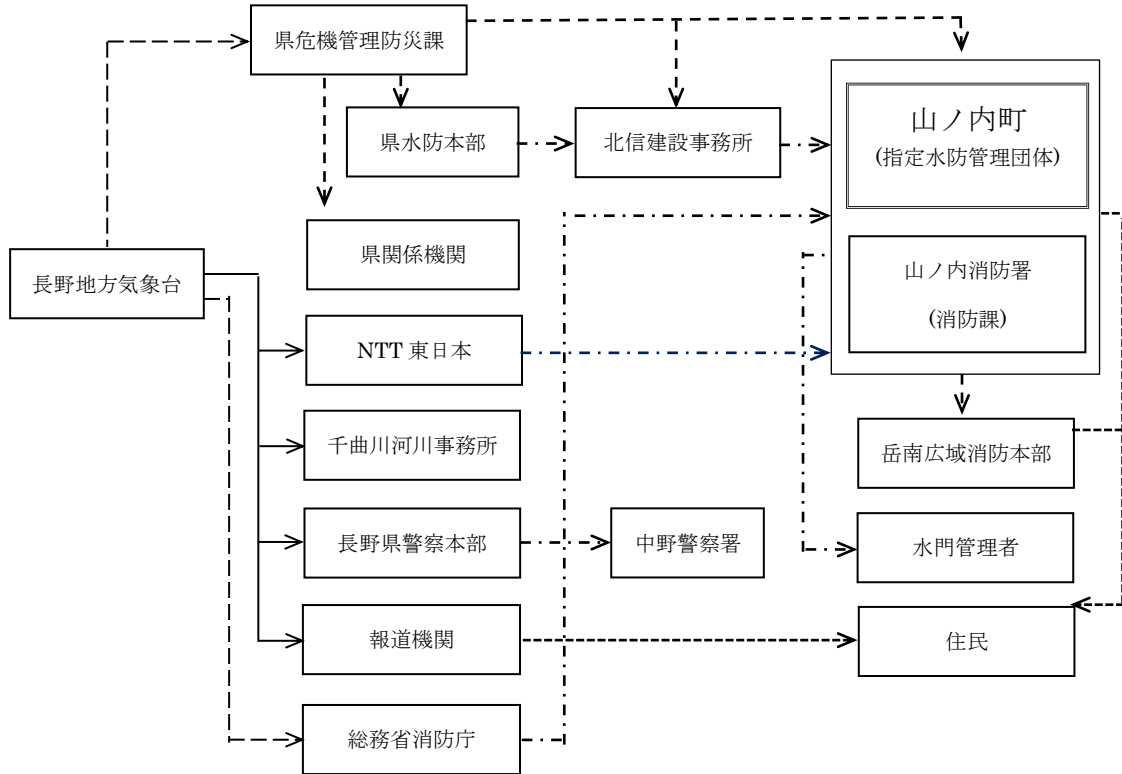
※2 土壌雨量指数＝降雨による土砂災害危険度の高まりを示す指標です。土砂災害は、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は土壌中の水分量を数値化したものです。

※3 流域雨量指数＝河川の上流域に降った雨が、河川を流れ下る量を数値化した指標です。1kmメッシュごとに計算し、その地点の洪水危険度を示します。

(流域雨量指数、表面雨量指数、土壌雨量指数いずれも気象庁ホームページ参照)

2 警報・注意報等の連絡系統

長野地方気象台から発表される警報・注意報等の連絡は、次の系統により行う。



- (注)
 は、NTT ファクシミリ等により伝達を示す。
 -.-.-.- は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ———— は、長野地方気象台から、関係機関へ防災情報提供システム等による伝達を示す。
 - - - - - は、オンライン配信による伝達を示す。

第2節 県知事が行う氾濫危険水位等到達情報

法第13条第2項の規定により、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）は、次のとおりである。

(1) 水位周知河川

河川名	区	域
夜間瀬川	山ノ内町横湯（横湯砂防堰堤） 中野市柳沢（千曲川合流）	から まで

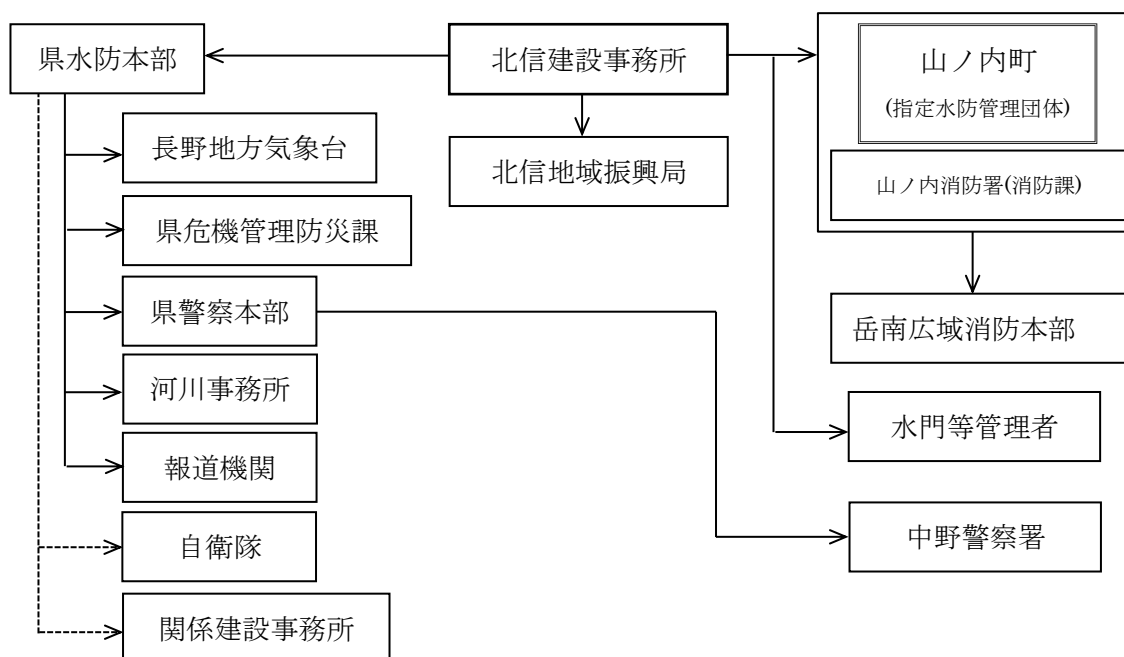
(2) 観測所及び警報等の水位

河川名	観測所	所在地	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
夜間瀬川	星川	山ノ内町星川	1.40	1.80

(3) 水位情報の通知と範囲

水位周知河川の水位が避難判断水位又は氾濫危険水位に達したときは、その河川を所轄する建設事務所（北信建設事務所）から山ノ内町及び管内の関係機関へ通知する。

(4) 水位情報の伝達系統



(注) ----- は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ————— は、NTT ファクシミリ等により伝達を示す。

第3節 県知事が行う水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

2 種類及び発令基準

法第16条の規定に基づき、知事が指定した河川について、次のとおり水防警報が発表される

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
準備	水防資材及び器材の整備、点検及び水門等の開閉の準備並びに消防団の幹部の出動。	対象水位観測所の水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。 水防活動の必要があると予測されたとき。
出動	水防団員及び消防団員の出動。	水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとするとき。
解除	水防活動の終了。	水位が氾濫注意水位以下に下がり、水防作業の必要がなくなったとき。
状況	水位、雨量等水防活動に必要な状況。	水防活動上必要な洪水状況について適宜情報を発する。

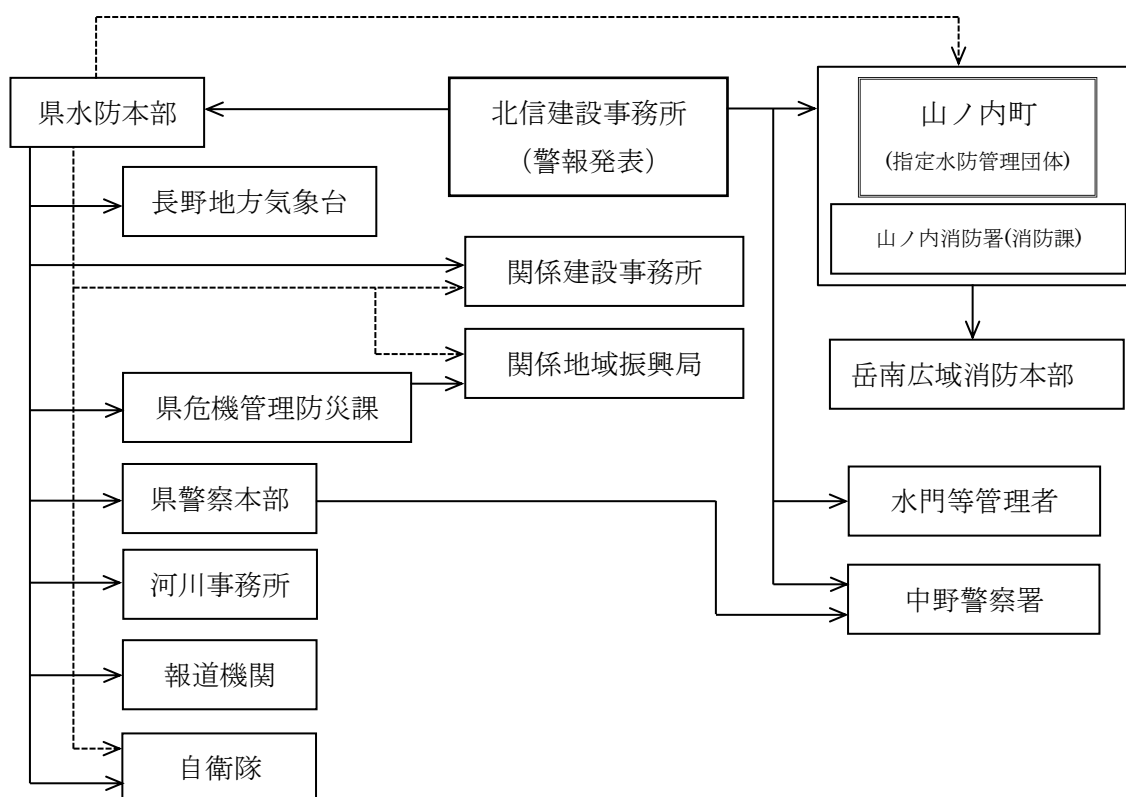
(2) 水防警報を行う河川

河川名	区	域
夜間瀬川	山ノ内町横湯（横湯砂防堰堤） 中野市柳沢（千曲川合流）	から まで

(3) 観測所及び警報等の水位

河川名	観測所	所在地	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)
夜間瀬川	星川	山ノ内町星川	0.60	1.30

3 水防警報の伝達系統



(注) ————— は、NTT ファクシミリ等により伝達を示す。
 - - - - - は、水防本部からの防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

第4章 水位等の観測、通報及び公表

第1節 水位の観測、通報及び公表

1 水位観測所

町内には、長野県関係水位観測所（水防関係）が1箇所ある。

河川名	観測所名	水防団待機水位(m)	氾濫注意水位(m)
夜間瀬川	星川	0.60	1.30

2 水位の通報

- (1) 水防管理者又は量水標管理者は、洪水があることを自ら知り、又は第3章第3節の洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。水位通報をする関係者は第3節のとおり。
- (2) 通報を受けた長野県水防本部は、氾濫水が到達するおそれのある関係建設事務所に直ちに通報するものとする。

3 水位の公表

- (1) 県水防本部は、前項の水位観測所で氾濫注意水位を超えるときは、次の方法で直ちにその水位状況を公表するものとする。
 - ア 公表の開始
水位が上昇して氾濫注意水位に達したときから開始する。
 - イ 公表の終了
水位が下降して氾濫注意水位以下に下がったときに終了する。
 - ウ 公表の方法
長野県ホームページ（URL <http://www.pref.nagano.jp>）で公表している「長野県河川砂防情報ステーション（URL <http://www.sabo-nagano.jp>）」をもって公表とする。

4 欠測時の措置

量水標管理者は自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況に関係機関等に速やかに周知すること。

第2節 雨量の観測及び通報

1 雨量観測所

町内の雨量観測所は、次のとおりである。

所管	観測所名	河川名	位置	備考
国	志賀高原	夜間瀬川	山ノ内町大字平穩7148-31	自記テレメーター
県	熊の湯	角間川	山ノ内町大字平穩7148	テレメーター
	前坂	裏笹川	山ノ内町大字夜間瀬1840-2	テレメーター
	夜間瀬	(砂防系)	山ノ内町大字夜間瀬8611-2	テレメーター
	湯田中	(砂防系)	山ノ内町大字平穩3378-1	テレメーター
	琵琶池	(砂防系)	山ノ内町大字平穩7148-6	テレメーター
町	山ノ内町消防課	夜間瀬川	山ノ内町大字平穩4106-11	自記

2 雨量の通報

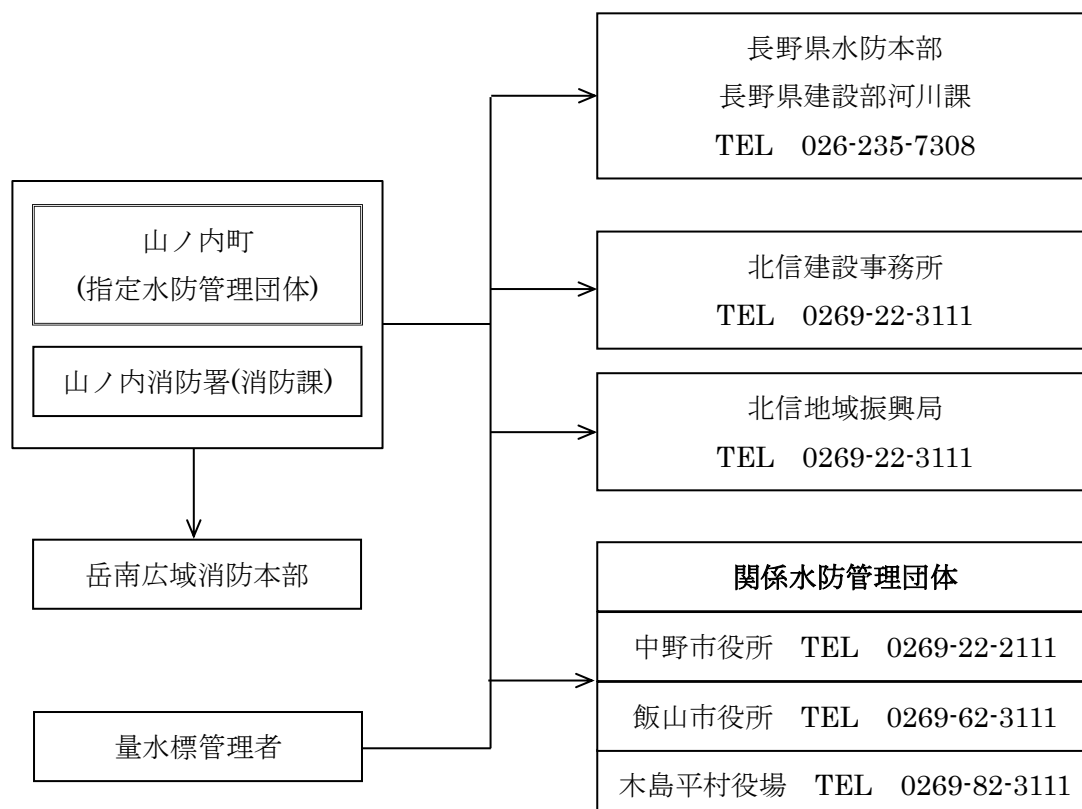
北信建設事務所長は、管内観測所からの雨量の情報を直ちに県水防本部に通報するものとする。長野県水防情報システムにより水防本部に観測データが送信されている観測所については、通報を省略することができる。ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

3 通報系統

第3節 水位の通報系統図に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。

第3節 水位の通報系統図

水防管理者又は量水標管理者による水位の通報は、次のとおりとする。



第5章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

1 気象情報

気象庁 <http://www.jma.go.jp/>

2 雨量・河川水位

(国土交通省)

川の防災情報 <http://www.river.go.jp/> 携帯版 <http://i.river.go.jp/>

(長野県)

長野県河川砂防情報ステーション <http://www.sabo-nagano.jp>

(山ノ内町)

山ノ内町ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>

3 土砂災害情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報 <http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

第6章 通信連絡

非常時における連絡先は、表6のとおりであるが、その他一般加入電話による通信不能又は特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

- (1) 警察通信施設
- (2) 気象官署通信施設
- (3) 国土交通省関係通信施設
- (4) 鉄道関係通信施設
- (5) 電気事業通信施設
- (6) その他の通信施設

表6 非常時等連絡先一覧表

(衛)：衛星電話回線

(一般)：一般電話回線

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
北陸地方整備局 千曲川河川事務所中野 出張所	中野市大字西条562	(一般)0269-22-2729	FAX 0269-26-0722
長野地方気象台	長野市箱清水一丁目 8-18	(一般)026-232-2738	FAX 020-231-8850
長野県庁	長野市大字南長野 692-2	(一般)026-232-0111	
〃 危機管理部	〃	(衛)020-231-5225	bosai@pref.nagano.lg.jp
〃 〃 消防課	〃	(衛)020-231-5212	shobo@pref.nagano.lg.jp 防災FAX020-231-8739
〃 〃 〃 総務・通信係	〃	(一般)026-235-7407	shobo@pref.nagano.lg.jp
〃 〃 危機管理防災課	〃	(衛)020-231-5225	防災FAX020-231-8739
〃 〃 〃 危機管理係	〃	(一般)026-235-7408	bousai@pref.nagano.lg.jp FAX 026-233-4332
〃 〃 〃 防災係	〃	(一般)026-235-7184	FAX 026-233-4332
長野県水防本部 建設部河川課 管理調整係	〃	(一般)026-232-7533 (衛)020-231-3434 (一般)026-235-7308	kasen@pref.nagano.lg.jp
〃 計画調査係	〃	(一般)026-235-7310	
〃 治水係	〃	(一般)026-235-7309	
〃 災害係	〃	(一般)026-235-7311	saigai@pref.nagano.lg.jp
長野県警察本部	(長野県庁内)	(一般)026-233-0110 (衛)020-231-4525	警備第二課
県警交通管制センター	長野市三輪1-6-15	(一般)026-244-0110	長野中央警察署内
中野警察署	中野市中央3-5-7	(一般)0269-26-0110	
長野県 消防防災航空センター	松本市大字空港東 9030	(衛)020-554-21 (一般)0263-85-5512	防災FAX 020-554-76 FAX 0263-85-5513
陸上自衛隊 松本駐屯地	松本市高宮西1-1	(一般)0263-26-2766	
北信建設事務所	中野市大字壁田955	(衛)020-247-361 (一般)0269-22-3111	hokuken- seibi@pref.nagano.lg.jp FAX 0269-28-0770
〃 計画調査係	〃	(一般)0269-23-0793	
〃 中野事務所	中野市中央1-4-19	(衛)020-244-321 (一般)0269-22-3138	防災FAX 020-244-8745

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	備 考
中野市役所	中野市三好町1-3-19	(衛)020-651-79 (一般)0269-22-2111	防災FAX 020-651-76 FAX 0269-26-0349 夜間・祝日 0269-22-2118□
飯山市役所	飯山市大字飯山1110-1	(衛)020-661-79	防災FAX 020-661-76
木島平村役場	木島平村大字往郷 914-6	(衛)020-662-79 (一般)0269-82-3111	防災FAX 020-662-62 FAX 0269-82-4121
岳南広域消防本部	中野市大字江部1324- 2	(衛)020-654-8-201 (一般)0269-38-0911	防災FAX 020-654-76
〃 中野消防署	〃	(衛)020-654-8-321 (一般)0269-22-3386	FAX 0269-22-5991
〃 山ノ内消防署	山ノ内町大字平穂 4106-11	(一般)0269-33-3119	FAX 0269-33-1114
〃 志賀高原分遣所	山ノ内町大字平穂 7148-203	(一般)0269-34-3119	FAX 0269-34-3119
岳北消防本部	飯山市大字木島357-6	(衛)020-503-8-18 (一般)0269-62-0119	防災FAX 020-503-76 FAX 0269-62-3347
長野県赤十字血液 センター	長野市稲里町田牧 1288-1	(一般)026-214-8070	FAX 026-214-8299
日本赤十字社長野県支部	長野市南県町1074	(一般)026-226-2073	FAX 026-223-4181
〃 山ノ内分区分	山ノ内町社協内	(一般)0269-33-1105	FAX 0269-33-8413
東日本電信電話 (株)長野支店	長野市新田町1137-5	(一般)026-226-2073	
長野都市ガス	長野市大字鶴賀1017	(衛)020-245-8772 (一般)026-226-8161	防災FAX 020-245-8772
北信総合病院	中野市西1-5-63	(一般)0269-22-2151	
長野県建設業協会 中高支部	中野市大字西条957-1	(一般)0269-22-3076	
中部電力パワーグリッド (株)長野支社飯山営業所	飯山市大字静間353-5 (送電関係)	(一般)050-7771-7855	
中部電力(株)長野水力 センター 技術課	長野市吉田3-6-9 (水門関係)	(一般)026-241-1886	
東京電力リニューアブル パワー(株)信濃川事業所	新潟県中魚沼郡津南 町大字下船渡戊179	090-5339-4952	

(注) 衛星電話回線により山ノ内町役場から電話をかける場合は、「020」を「81」に読み替えてかけること。

第7章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

山ノ内町における重要水防箇所の町内の設定箇所は、表7-1のとおりである。

表7-1 重要水防箇所

水防管理団体名	河川名	河川管理者名	河川の種別	左右岸の別	警戒の度合	延長(m) (か所)	場所 (目標)	予想される水位(m)	区分と予想される危険	水防工法
山ノ内町	夜間瀬川	県	一般	左	B	300(1)	天川橋 ～ 黒川橋	2.0	護岸高不足 護岸老朽	積土のう
				右	B	300(1)				
	夜間瀬川	県	一般	左	B	400(1)	黒川橋 ～ 穂波大橋	2.0	護岸老朽 決壊	木流し 蛇籠工法
				右	B	30(1)				
	三沢川	県	一般	左	B	1,000(1)	上佐野 ～大日堂橋下	1.5	堤防高不足 越水	積土のう
				右	B	1,000(1)				

表 7-2 町内の主な河川の状況

(1) 一級河川

河川名	区 間 (左岸・右岸)		告示年月日 及び番号 施行年月日	河川 延長 (m)
	上 流 端	下流端		
雑魚川	山ノ内町大字平穩字東館 7149 番の 416 地先	中津川への合流点	40.3.24 付政令第 43 号 40.4.1	17,850
	字岩菅 7151 番の 1 地先			
外川沢	字岩菅 7151 番の 1 地先	雑魚川への合流点	43.4.8 付政令第 64 号 43.4.20	1,000
魚野川	字岩菅 7151 番のイ号地先	中津川への合流点	〃	4,142
倉下川	大字夜間瀬字西木場 12412 番地先	樽川への合流点	40.3.24 付政令第 43 号 40.4.1	7,085
夜間瀬川 (琵琶池・大沼池含む)	〃 大字平穩字志賀 7148 番の 8 の 2 地先	千曲川への合流点	〃	24,086
	〃 字赤石 7149 番の 1 地先			
笹 川	〃 字添坂 4994 番地先	夜間瀬川への合流点	〃	3,700
	〃 字岩下 4989 番地先			
泡貝川	〃 字中原 4944 番の 2 地先	笹川への合流点	43.4.8 付政令第 64 号 43.4.20	2,800
	〃 字中原 4943 番の 1 地先			
裏笹川	〃 大字夜間瀬字上野 4714 番の 2 地先の町道橋下流端	〃	62.5.21 付告示第 113 号 62.5.21	1,700
伊沢川	〃 大字寒沢字上見王 1592 番の 2 地先	夜間瀬川への合流点	40.3.24 付政令第 43 号 40.4.1	5,000
	〃 字伊沢 1455 番地先			
三沢川	〃 大字佐野字松原 1528 番地先	伊沢川への合流点	〃	1,700
	〃 字山崎 2060 番地先			
角間川	〃 大字平穩字志賀 7148 番の 3 地先	夜間瀬川への合流点	〃	13,625
本沢川	〃 大字佐野字笠ヶ岳 2781 番の 1 地先	角間川への合流点	〃	3,270
中津川	〃 大字平穩字岩菅 7051 番のイ号地先 下水内郡栄村大字堺 17886 番の 1 地先	中津川 新潟県境	〃	25,615
計	13 河川			111,573

※河川延長は、「河川調書」(長野県)によるもので、町外延長も含まれる。

(2) 準用河川

河川名	区 間 (左岸・右岸)		告示年月日 及び番号 施行年月日	河川 延長 (m)
	上 流 端	下流端		
倉下川	山ノ内町大字夜間瀬字西小場12412番地先 " 字笹小屋12385番地先	(一)倉下 川の上流 端	51.8.17山ノ 内町告示第 14号	1,200
榎沢川	" 大字平穩字大木平1965番地先 " 字榎沢2366番地先	夜間瀬川へ の合流点	"	600
硯 川	" 字松小根7148番地先 " "	角間川へ の合流点	"	300
アライタ沢	" 字東館7149番の16地先 " 字岩菅7150番の1地先	雑魚川へ の合流点	"	2,100
小雑魚川	" 字大松7149番のチ地先 " 字山ノ神7149番のト地先	"	"	3,100
吉 沢	" 字岩菅7150番の1地先 " "	"	"	1,200
中 沢	" " " "	"	"	1,100
大洞沢	" 大字夜間瀬字大洞沢12379番の2地先 " 大字平穩字大松7149番のへ地先	"	"	1,200
大倉沢	" 字岩菅7150番の1地先 " "	"	"	700
栗木沢	" " " "	"	"	1,800
ガキ沢	" 大字夜間瀬字大沢12377番の1地先 " 字除け12378番の2地先	"	"	800
大 沢	" 字熟平12376番の1地先 " 字大沢12377番の1地先	"	"	2,300
源助沢	" 字双ツ小根12831番地先 " "	"	"	3,100
魚野川	" 大字平穩字岩菅7151番地先 " "	(一)魚野 川への合 流点	"	5,500
黄蓮沢	" 大字夜間瀬字小双紙12375番の1地先 " "	雑魚川へ の合流点	"	2,100
柄 沢	" 字釣ノ峯12373番地先 " "	剣沢川へ の合流点	"	1,500

河川名	区 間 (左岸・右岸)		告示年月日 及び番号 施行年月日	河川 延長 (m)
	上 流 端	下流端		
裏笹川	” ” 字古屋敷6213番地先 ”	(一)裏笹 川への 合流点	”	1,800
剣沢川	木島平村大字木島字木島山4979-1番地先 ”	雑魚川 への合 流点	55.12.27山ノ内 町告示第29号	2,500
伊沢川	山ノ内町大字寒沢字十二向1951番地先 ”	山ノ内町寒 沢 字上見王1581 一イ番地先	60.12.16山ノ内 町告示第37号	700
計	19河川			33,600

※「(一)」は、1級河川の略。

第8章 水門等の操作

第1節 水門等

水防上重要な水門等は、表8のとおりである。

水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に水防活動時においては適正な操作を行い、水害の防止、軽減に努めるものとする。

水門等の管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

第2節 操作の連絡

水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、北信建設事務所、下流域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡するものとする。

表8 水防上重要な水門等

河川名	名称	位置	管理者	操作担当者	操作基準
角間川	角間川堰堤	大字平穏字池の平(サンバレー上)	中部電力(株)	長野水力センター技術課	管理規定による
夜間瀬川	夜間瀬川堰堤	大字平穏字志賀(ジャイアント)	〃	〃	〃
角間川	平穏第三堰堤	大字平穏字上川原(沓野)	〃	〃	〃
中津川	渋沢ダム	大字平穏字岩菅(岩菅山東側栄村境)	東京電力リニューアブルパワー(株)	東京電力リニューアブルパワー(株)信濃川事業所	渋沢ダム操作規程
横湯川	渋用水	天川橋上流	渋・構湯組	消防団 渋部長	定量を越水 手動閉鎖
〃	湯田中用水	安代 旧湯田中グランドホテル前	湯田中区	消防団 湯田中部長	〃
〃	星川用水	星川橋上	星川連協	消防団 星川部長	〃
夜間瀬川	上条用水	信金山ノ内支店前	上条水利組合	組合長	〃
〃	本郷堰	四ツ屋 J Aながの四ツ屋燃料基地前	夜間瀬本郷区	区 長	〃

河川名	名 称	位 置	管理者	操作担当者	操作基準
角間川	北原新堰	中部電力 第2発電所前	佐野区	区 長	定量を越水 手動閉鎖
〃	横堰	第1取入 角間橋上	〃	〃	〃
〃	〃	第2取入 湯ノ原詰所上	〃	〃	〃
〃	穂波温泉 用水	ホテルおもだか上	穂波温泉区	消防団 穂波温泉部長	〃

第9章 水防倉庫及び水防資器材

- 1 町有水防倉庫は表9-1のとおりである。
- 2 水防倉庫の備蓄資器材は表9-2のとおりである。水防管理者は、資器材の使用後又は使用不可能資器材等の補充、必要な資器材の備蓄に努めるものとする。
- 3 水防管理者は、備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に際しては、県有水防倉庫の備蓄資器材の使用を北信建設事務所長に依頼することができる。北信建設事務所長は、あらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。
- 4 水防管理者は、町及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、県の備蓄資器材を使用する場合には、北信建設事務所長に電話にて依頼し、供給を受けるものとする。

表9-1 水防倉庫

名 称	位 置	建 築 年	備 考
星川水防倉庫	山ノ内町大字平穩2895-4	昭和27年	
川原 〃	〃 2895-10	昭和7年	長野県から譲与
穂波温泉 〃	〃 大字佐野2610-4	平成3年	
戸狩 〃	〃 大字戸狩339-1	平成6年	
四ツ屋 〃	〃 大字平穩4351-1	昭和35年	
宇木 〃	〃 大字夜間瀬2427-1	昭和34年	
横倉 〃	〃 3373-1	昭和34年	
中須賀川 〃	〃 8568-6	平成7年	
山ノ内消防署	〃 大字平穩4106-11	平成25年	

表 9-2 水防資機材

1	土のう袋	11	鉄線カッター	21	大ハンマー	31	水追い用板
2	ビニールシート	12	シノ	22	杭木 末口 9 cm	32	救命胴衣
3	蛇籠 # 8	13	カマ	23	鉄杭	33	一輪車
4	鉄線	14	オノ	24	発電機	34	木材
5	荒縄	15	ノコギリ	25	投光器	35	ジョレン
6	トラロープ	16	カケヤ	26	電工ドラム	36	竹棒
7	救助ロープ	17	両ツルハシ	27	チェーンソー	37	ラピットワップ (水土のう)
8	スリングロープ	18	片ツルハシ	28	カナヅチ		
9	ナイロンロープ	19	剣先スコップ	29	ザル		
10	ペンチ	20	角スコップ	30	板刈・備中刈		

第10章 水防活動

第1節 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川管理者は、必要な措置を行うとともに措置状況を町に報告するものとする。

河川管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに措置状況を町に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第12章第1節に定める河川管理者の協力のほか必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、表7-1に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、北信建設事務所長及び河川管理者に連絡し、北信建設事務所長は県水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第5節に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合の異常
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状

第2節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防従事者は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには自身の避難を優先する。

第3節 警戒区域の指定

1 法第21条による指定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、消防機関に属する者がいないとき、またこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

2 災害対策基本法第63条による指定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、町長又は町長の委任を受けた町の職員（以下本節において「町長等」という。）は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、町長等がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、町長等の職権を行うことができるものとする。町長等がいない場合に限り、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第2項に規定する災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官も、町長等の職権を行うことができるものとする。

第4節 避難のための立ち退き

1 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又は消防機関の長は、必要と認める区域の居住者に対し防災行政無線、広報車、防災情報メール、戸別受信機その他の方法により避難のため立ち退くべきことを指示するものとする。この場合において、中野警察署長又は山ノ内町交番所長にその旨を通知するものとする。

2 町長は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を北信地域振興局長に速やかに報告するものとする。

3 指定緊急避難場所及び指定避難所は表10に示すとおりとし、避難所には町職員を配置するなどして受け入れ体制を速やかにとらなければならない。

4 町は、ハザードマップ及び避難指示の判断・伝達マニュアルについて住民に周知しておくものとする。

第5節 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報（法25条）

水防に際し、堤防、ため池その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長、ため池等の管理者又は水防協力団体の代表者は直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

決壊後といえども水防管理者及び消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大

しないように努めなければならない。

2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりとする。

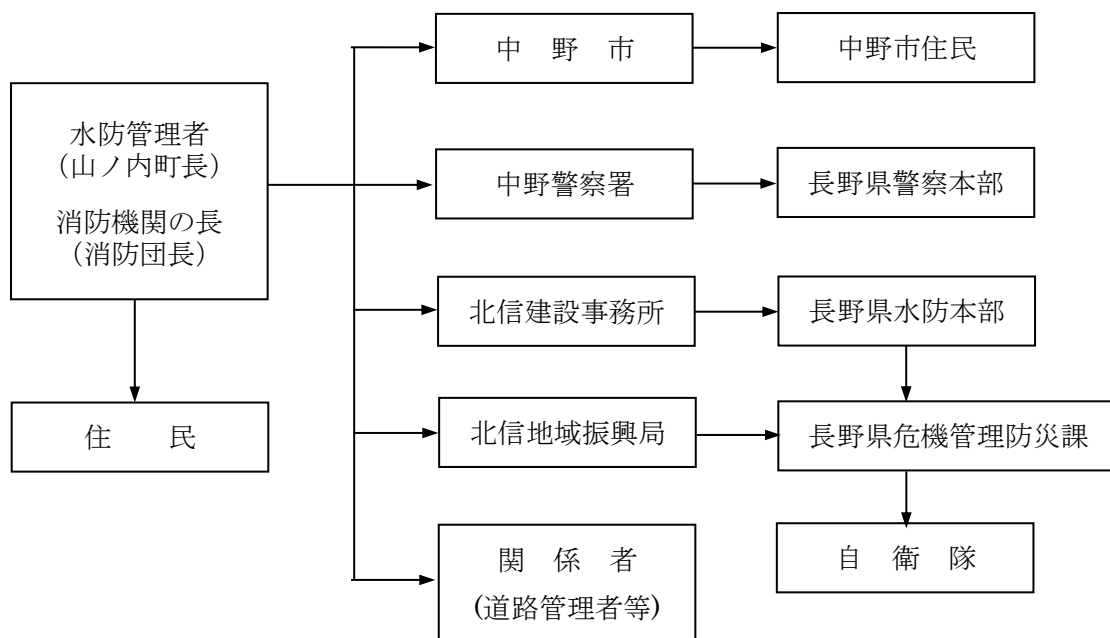


表10 指定緊急避難場所及び指定避難所

	避難施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所	収容人員	
			小河川洪水	土砂災害	夜間瀬角間川洪水	地震		通常時	感染症対策時

●東部地区

1	志賀高原総合会館9 8	平穏 7148-203	○	○	○	○	○	164	120
2	志賀高原保育園	平穏 7148	○	○	○	○	○	33	24
3	杳野郷土文化保存伝習館	平穏 1237-1	○	—	○	○	○	56	41
4	湯ノ原公会堂	平穏 45-1	○	—	—	—	○	12	9
5	洪温泉コミュニティ消防センター	平穏 2112-1	○	—	—	○	○	23	17
6	金安コミュニティ消防センター	平穏 2281-2	○	—	—	○	○	17	13
7	湯田中共益会館	平穏 3091-5	○	○	○	○	○	33	25
8	かえで保育園	平穏 3094-1	○	○	○	○	○	167	123
9	東小学校	平穏 3100	○	—	○	○	○	160	117
10	山ノ内中学校	平穏 3400-1	○	○	○	○	○	147	108
11	山ノ内町文化センター	平穏 4015-1	○	○	○	○	○	99	72
12	山ノ内町地域福祉センター	平穏 3371-2	○	○	○	○	福祉	109	80
13	上条研修センター	平穏 3986-2	○	○	○	○	○	85	63

●南部地区

14	穂波温泉区コミュニティセンター	佐野 2610-4	○	—	—	○	○	31	23
15	南小学校	佐野 1181-1	○	○	○	○	○	142	104
16	佐野人材養成センター	佐野 1069-1	○	—	○	○	○	38	28
17	ほなみふれあいセンター	佐野 795-1	○	—	○	○	○	99	72
18	ほなみ保育園	佐野 1058-1	○	—	○	○	○	78	57
19	特養 いで湯の里	佐野 799-2	○	○	○	○	福祉	17	12
20	道の駅北信州やまのうち	佐野 393-2	○	○	○	○	—	53 台	53 台
21	菅集落センター	寒沢 1168-1	○	○	○	○	○	34	25
22	寒沢集落センター	寒沢 634-1	○	—	○	○	○	20	15
23	戸狩公会堂	戸狩 601-4	○	○	○	—	○	46	34

	避難施設名	所在地	指定緊急避難場所				指定避難所	収容人員	
			小河川 洪水	土砂 災害	夜間瀬川 角間川 洪水	地震		通常時	感染症 対策時

●西部地区

24	西小学校	夜間瀬 2504-1	○	○	○	○	○	131	96
25	よませふれあいセンター	夜間瀬 2511-1	○	—	○	○	○	87	64
26	よませ保育園	夜間瀬 2970	○	○	○	○	○	63	46
27	夜間瀬本郷区民会館	夜間瀬 2525	○	—	○	—	○	66	48
28	宇木区民会館	夜間瀬 1287-1	○	○	○	—	○	40	29
29	横倉集会所	夜間瀬 4040-1	○	—	○	—	○	57	42
30	前坂研修センター	夜間瀬 6531-2	○	○	○	○	○	20	15
31	よませ活性化センター	夜間瀬 6819-1	○	○	○	○	○	94	69

●北部地区

32	すがかわ体育館	夜間瀬 8611-2	○	○	○	○	○	98	72
33	北部公民館	夜間瀬 8589	○	○	○	—	○	57	42
34	すがかわ保育園	夜間瀬 8597-3	○	○	○	○	○	54	39
35	乗廻集会所	夜間瀬 12115-1	○	—	○	○	○	29	22
36	中須賀川多目的集会所	夜間瀬 8148-2	○	○	○	○	○	35	25
37	苗間生活改善センター	夜間瀬 7586-1	○	○	○	—	○	12	9
38	土橋公会堂	夜間瀬 10991	○	—	○	○	○	21	16
39	下須賀川生活改善センター	夜間瀬 8939-1	○	○	○	—	○	22	16
40	表落合多目的集会所	夜間瀬 10051-1	○	○	○	○	○	16	12

小河川：夜間瀬川（水位周知河川）、角間川以外の河川

第11章 水防配備の解除

第1節 水防管理団体の非常配備の解除

町は、水位が氾濫注意水位以下に減じ危険がなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、北信建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

第2節 消防団の非常配備の解除

消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに消防団長に報告し、消防団長は町長に報告するものとする。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第12章 水防信号及び水防標識等

第1節 水防信号

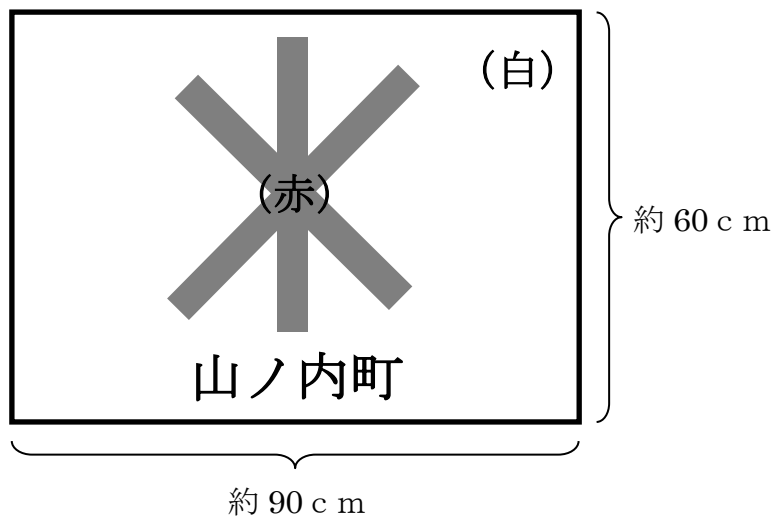
法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

種類	説明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	警戒水位に達したことを知らせるもの	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○— ○ ○—○—○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○—休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱打	約 1分 5秒 1分 ○— 休止 ○—

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 - 2 必要がある場合は、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第2節 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。



第3節 身分証票

消防機関に属する者が、水防計画を作成するため必要な土地に立ち入る場合に携帯する身分証票は、次のとおりとする。

(表)

第 号	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
水防法第 49 条第 2 項の規定による 水防職員の証	
年 月 日 交付	
山ノ内町長 印	

(裏)

(1) 本証は水防法第 49 条第 2 項による立入証である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 記名以外の者の使用を禁ずる。
(4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

第13章 協力及び応援

第1節 河川管理者の協力

長野県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力をを行う。

- 1 河川に関する情報提供
- 2 重要水防区域の合同点検の実施
- 3 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 4 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資材の貸与
- 5 水防活動の記録及び広報

第2節 水防管理団体相互の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

また、他の市町村長又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第3節 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、中野警察署長に対して警察官の出動を求めることができる。

第4節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、町地域防災計画の定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。この場合において、水防管理者は北信地域振興局又は中野警察署を通して行うものとし、派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第5節 水防連絡会との連携

町は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報、洪水、予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況及びその他水防に必要な河川情報について情報収集を行う。

第6節 建設業会との連携

町は、出水時の水防活動等に際し、「災害時における復旧協力に関する協定書」に基づき建設業山ノ内会及び「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき長野県建設業協会中高支部に緊急対応を求めるものとする。

第7節 住民及び自主防災組織等との連携

町は、水防活動の実施に当たっては、地域住民及び自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第14章 水防の報告

第1節 水防記録

- 1 水防作業員が出動したとき水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。
 - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
 - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
 - (8) 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
 - (9) 応援の状況
 - (10) 居住者出動の状況
 - (11) 警察関係者の援助の状況
 - (12) 現場指導の官公署関係者の氏名
 - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (14) 水防関係者の死傷者の状況
 - (15) 殊勲者及びその功績
 - (16) 殊勲消防団とその功績
 - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防記録は、次により行う。

水防実施状況報告書														
水防管理者 宛て										年 月 日				
										作成者 職 氏 名				
災害の名称					出 動 人員数		消防職員		消防団員		その他		計	
災害の日時							人		人		人		人	
実施場所														
水防作業の 概況・工法 及び効果		概況					所 要 経 費		項 目		金 額		備 考	
		工法							資材費		円			
		効果							器材費		円			
被 害 総 括		死者		行方不明		計		燃料費		円				
		人		人		人		雑 費		円				
		重傷者		軽傷者		計		計		円				
		人		人		人		資材名		使用数		搬出した倉庫		
		被害 総括					千円		袋 類					
内 訳		種別		住家	非住家	世帯	人数	金額(千円)	シート					
		全壊							縄					
		半壊							ロープ					
		流出							生 木					
		一部破壊							杭木等					
		床上浸水							鉄 杭					
		床下浸水							鉄 線					
		計							鉄 棒					
		種別		浸水面積			金額(千円)		土 砂					
		田		流出	冠水	ha	ha		土 囊					
		畑		流出	冠水	ha	ha							
		堤防					m							
		鉄道					m							
		道路					m							
		その他												
計														
							考 察 備 考							

第2節 水防報告

水防管理者は、水防実施後10日以内にその状況を水防法施行細則（昭和26年長野県規則第42号）に定める次の様式により、北信建設事務所長を経由して県知事に報告するものとする。

水防てん末報告										
(山ノ内町)										
1 天気状況										
年月日	日雨量	風速	風向	気温	摘要					
					始雨 日 時頃 終雨 日 時頃					
2 洪水の増減 量水標箇所名 標高 m 平水位 m										
年月日	時刻	水位	摘要	年月日	時刻	水位	摘要			
(注) 通報水位を超えて、再び通報水位に戻るまで毎時観測値										
3 水防団の出動の時刻、人員及び作業状況並びに居住者の出動状況及び応援状況										
年月日	水防団員		作業内容	効果	隣接水防団		居住者		総員	摘要
	出動人員	時間			応援人員	時間	出動人員	時間		
4 堤防その他の施設の有無										
河川名	地名	工種	被害内容	被害延長	被害金額	摘要				
5 使用資材の種類及び員数並びに回収分										
備蓄所名	使用資材	員数	回収員数	損失金額	摘要					
6 水防法第28条による負担下命の種類及び員数										
種類	員数	損失額	損失者住所	氏名	摘要					
7 災害救助隊の援助状況（適宜実情を記載すること。）										
8 立退状況（ " " ）										
9 水防関係者の死亡及び傷害										
罹災種別	職務	氏名	生年月日	所属水防管理団体	摘要					
10 殊勲者及びその功績（適宜実情を記載すること。）										
11 水防に要した経費										
人件費	資材費	補償費	その他	合計	摘要					
12 事後水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見										

第15章 費用負担と公用負担

第1節 費用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、法第41条により本町が負担するものとする。

ただし、他の水防管理団体の応援に要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。

2 利益を受ける市町村の費用負担

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定めるものとする。当該協議が成立しないときは、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

第2節 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
〇〇消防団	〇〇部長
氏 名	
上記のものに_____区域における水防法第 28 条第 1 項の権限を委任したことを証明する。	
年	月 日
水防管理者	
氏 名	
印	

3 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

公用負担命令書			
第 号			
種 類		員 数	
使 用	収 用	処 分	
年	月	日	
			水防管理者 氏 名
			事務取扱者 氏 名
			様
			印

4 損失補償

本町は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第16章 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 浸水想定区域の指定状況

法に基づき指定されている水位周知河川である夜間瀬川及び県が管理する角間川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として県が指定しており、洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等をハザードマップで公表している。今後、当該2河川以外の河川について指定があったときは、ハザードマップを作成し、公表するものとする。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

- 1 水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
 - (3) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の名称及び所在地
- 2 町地域防災計画に定めた要配慮者利用施設の利用者に対し、洪水が予想されるときに円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第3節 洪水ハザードマップ

町では、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水浸水想定区域の指定に基づき、洪水予報等の洪水情報の伝達方法、避難場所等を示した洪水ハザードマップを作成し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項により指定された土砂災害警戒区域に関する事項とともに各世帯に配布している。

また、これらに関する事項を、町のホームページに掲載し、住民が最新情報を受けられることができる状態にしている。この洪水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

第4節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員は、防災行政無線、戸別受信機、防災情報メール、緊急速報メール、町ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等により、洪水予報等の情報収集に努めるものとする。

第17章 水防協力団体

第1節 水防協力団体の指定

水防管理団体は、第2節に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第2節 水防協力団体の業務

- 1 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
- 3 水防に関する情報又は資料の収集及び提供
- 4 水防に関する調査研究
- 5 水防に関する知識の普及及び啓発
- 6 前各号に附帯する業務

第3節 水防協力団体との連携

水防協力団体は、消防団等との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年消防団等及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。（法第32条の2）

第4節 水防協力団体の申請・指定及び運用

町は、水防協力団体の申請があった場合は、資料17-1に基づき指定することとする。
また指定の際は、併せて水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。水防協力団体の業務の実施にあたっては、資料17-2により適正かつ確実に行うものとする。

資料17-1

山ノ内町水防協力団体指定要領

1 趣旨

本町では、新入団員の確保が難しく、サラリーマン化による実際に出動できない消防団員の増加並びに町民及び民間団体が自主的に災害救援活動に取り組む動きの活発化等、近年の水災防止体制を取り巻く環境の変化を踏まえ、本庁における消防機関が行う水防上必要な監視、計画その他水防活動に協力することを目的に、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）に基づき、水防協力団体を指定することとする。

2 水防協力団体の要件（法第36条第1項関係）

水防協力団体は、法第36条に基づき、法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有し、事項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる者とする。

3 水防協力団体の業務（法第37条関係）

水防協力団体は、次に掲げる業務の範囲内で行うものとし、水防責任を有する水防管理者の所轄下にある消防機関が行う水防活動と調和を図るものとする。

- (1) 河川巡視、土のう作成・運搬及び避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力することとし、構成員の安全を確保した上で行うことが可能な活動
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供

- (3) 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供
- (4) 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究
- (5) 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発
- (6) 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事の開催の前各号に掲げる業務に附帯する業務

4 水防協力団体の申請方法（法第 36 条第 1 項・第 3 項関係）

- (1) 水防協力団体の要件を満たす者で、山ノ内町水防協力団体の指定を受けようとする者は、水防管理者（山ノ内町長。以下同じ）に「山ノ内町水防協力団体指定申請書」（様式第 1 号）に「水防協力団体活動業務計画書」（別添）及び水防協力団体組織体制一覧表（連絡先）」（任意様式）を添えて、2 部提出するものとする。
- (2) 水防協力団体の名称、住所、事務所の所在地、業務内容及び組織体制の変更をする場合も同様とする。（任意様式）

5 水防協力団体の指定（法第 36 条第 2 項・第 4 項関係）

- (1) 水防管理者は、前項の申請により業務を適正かつ確実にを行うことができると認められる場合は、水防協力団体として指定することができる。また、指定をしたときは、当該水防協力団体に対し、「山ノ内町水防協力団体認定書」（様式第 2 号）を交付するとともに、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示する。
- (2) 水防協力団体の名称、住所又は事務所の所在地の変更の届出があったときは、当該届出に係る事項を公示する。

6 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

（様式省略）

水防協力団体協力活動業務計画書

下記の山ノ内町が実施する水防活動に協力します。

記

※ご協力いただける項目の番号に○印を記入してください。

- 1 河川巡視、土のう作成・運搬及び避難支援などの消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動への協力（指定要領 3-(1)関係)
 - (1) 災害時における土のう作成や運搬などの水防活動への支援
 - (2) 災害時における小さな子供やお年寄りなどの災害時要援護者の救護
 - (3) 災害時における住民に対する洪水注意報、警報などの情報の広報
 - (4) 災害時における住民の避難誘導、避難所開設・運営への支援
- 2 水防に必要な器具、資材又は設備の保管及びその提供（指定要領 3-(2)関係）
具体的な資器材の種類・数量及び保管場所等
〔
〕
- 3 水防協力団体の業務や活動を含む水防に関する広報活動、水防に関する情報の収集及びその提供（指定要領 3-(3)関係)
 - (1) 日常における河川管理施設や許可工作物の安全性の点検や巡視
 - (2) 災害時における河川水位状況、水量、強風状況などの情報連絡
- 4 水防に関する意識調査、実態調査等の水防に関する調査研究（指定要領 3-(4)関係）
 - ・町が作成する洪水ハザードマップの配布
- 5 講習会や研修会等の実施等の水防に関する知識の普及及び啓発(指定要領 3-(5)関係)
 - ・実体験等に基づく、浸水箇所や危険箇所などの地域住民に対する水防知識の講習
- 6 水防意識の高揚を図るための自主的なパンフレットの作成、各種行事等の開催等（指定要領 3-(6)関係)
 - (1) 消防機関が開催する水防演習への参加
 - (2) 住民の避難訓練の実施

◎その他ご協力いただける活動がありましたら内容をご記入ください。

山ノ内町における水防協力団体との水防協働活動実施要領

1 趣旨

山ノ内町における水防活動は、山ノ内町水防計画書に活動内容を明記しているところであるが、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）の一部が改正され、水防協力団体制度が創設されたことに伴い、本町において水防協力団体を指定した際に消防機関と水防協力団体との水防活動の連携及び協働業務等について本要領に定めるものとする。

2 消防機関と水防協力団体との連携（法第38条関係）

法第36条及び山ノ内町水防協力団体指定要領に基づき指定された水防協力団体が行う水防活動は、水防を行う消防機関による水防活動に対する協力業務であり密接な連携の下、活動を行うものとする。

3 活動報告書の提出（法第39条関係）

連携して行われる水防の効果が最大限発揮されるよう、指定された水防協力団体に対し、水防活動の活動記録についてその内容を明記した「山ノ内町水防協力団体協力活動報告書」（様式2）を提出させることができる。

4 情報提供等（法第40条関係）

水防管理者は、山ノ内町水防協力団体指定要領4により提出された「水防協力団体活動業務計画書」や前項の「山ノ内町水防協力団体協力活動報告書」で示された活動内容について、その活動の実施に関し、必要な情報や指導、助言を行う。

5 その他

- (1) この要領に変更が生じたときは、関係機関と調整し、その都度改訂するものとする。
- (2) その他この要領の実施に必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

山ノ内町水防計画

令和2年8月策定

令和4年1月改正

○編集発行 山ノ内町

○事務局 山ノ内町消防課

〒381-0401

長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 4106 番地 11

電話 0269-33-3119 FAX 0269-33-1114

E-mail syobo@town.yamanouchi.lg.jp